

令和2年度山形地方最低賃金審議会
第2回 山形県自動車整備業最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	自 午前10時00分 令和2年9月28日(月) 至 午後 0時00分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3 名	定員 3 名
	労働者を代表する委員	出席 3 名	定員 3 名
	使用者を代表する委員	出席 3 名	定員 3 名
主 要 議 題	(1) 山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について		
議 事 要 旨	<p>(1) 山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から、専門部会委員名簿、専門部会開催日程、本件特定最賃の引上げ率・影響率について説明した。 ・ 労側から、コロナ禍で自動車の販売は伸び悩んでいるが、山形県は自動車保有台数が全国2位であり、車検など法定のものがあることから、自動車整備業は他の産業ほどの影響はない。会社を支えているのは整備士たちの頑張りであり、コロナ禍の今こそ自動車整備業が安定した良い職業であることを示し産業の価値を上げるチャンスである、との主張がなされた。 ・ 使側から、昨年10月の消費税増税により新車販売が落ち込み、その後も昨冬の暖冬のため钣金業務がほとんどなかった。さらにコロナ禍により新車販売がほぼ半減し、移動がないため故障・钣金が減少している。また、電子アシスト化対応のための法改正により、来年10月までに人・設備・情報を整備しなければならず、新たに投資・資金が必要になった。さらに、車検整備を主にしている事業場ではチェーン店の進出により料金が値崩れし、苦しい。このように、賃金を引き上げる状況は何もない、との主張がなされた。 ・ 労側から15円引上げの金額提示がなされた。 ・ 使側から、凍結・現状維持とすべき、との主張がなされた。 ・ 個別に協議したが本日はこれ以上の歩み寄りには期待できないとして、次回継続して審議することとされた。 		